

柴田町告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、平成24年11月22日柴田郡柴田町条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成24年11月22日

柴田町長 滝口 茂

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

柴田郡柴田町西船迫四丁目2番地92	柴田 民雄
柴田郡柴田町槻木白幡一丁目6番37号	秋本 好則
柴田郡柴田町北船岡二丁目7番21号	菅野 富次郎

2 請求の要旨

仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例制定請求の要旨

本来、地方自治体のあり方は選挙によって選ばれた自治体の長と地方自治体議会議員によって営まれる間接民主制にある。これは住民の幸福を希求するために両者に住民が費用を税金として負担しながら信託する制度と見ることも出来る。

しかし、その信頼関係が損なわれた時、住民は主権者としての意思を表明し、信託関係を正さなければならない。それが住民（納税者）の権利であり義務でもある。この観点から仮称さくら連絡橋建設問題を考える時、次のような疑義が生じている。

1. 仮称さくら連絡橋は本当に住民の望んでいる工事であるのか。
2. 未曾有の災害、「東日本大震災」の復旧・復興の真ただ中であってこの橋の建設が倫理的、財政的に認められるのか。
3. 白石川堤防の桜は樹齢80年を超えた老木であり、柴田町民だけでなく近隣町村の共有財産でもある。その桜を伐採してまで造る価値がある橋なのか。

これらの疑義を解消するためには住民自身の判断を示さなければならない。住民と自治体の長及び議会議員との間に認識の乖離が認められる中、私たちは住民の意思の確認をし、信託関係を正すため本条例の制定を請求するものである。